令和5年 第3回

苓北町農業委員会総会会議録

令和5年第3回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年3月7日(火)

午前9時30分から午前9時55分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者

(農業委員)

1番 林田 道久

3番 田嶋 郁美 4番 福田 健治

5番 荒木 義孝

7番 小野 三幸

4. 本日の欠席委員(2名)2番 宮崎 志武、6番 瀬形 茂

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第21号 農用地利用集積計画の認定について

日程第4. 議案第22号 非農地判断について

日程第5. 議案第23号 農地法第3条第2項第5号の規程による別段面積及 び空き家に付属した農地の別段面積の廃止について

日程第6. その他事項

6. 総会書記(農業委員会事務局職員) 事務局長 松井徹也 事務局長補佐 川原大輔 主事 松野 巧

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局 定刻となりましたので、只今から令和5年第3回の農業委員会総会

を開会致します。

まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長 皆さん、おはようございます。

すっかり日中は暖かくなりまして、春がそこまで来ているような感じになってまいりました。

2月25日は、天草未来大橋の開通でございましたが、皆さん通ってみられましたか。私はまだ通ってはないんですけど、この大橋は、瀬戸大橋がですね、皆さん通勤時の渋滞の緩和ともう一つ大きな役割があったんですね。というのが、天草市から熊本まで細川政権の時に90分構想と県庁までどこからまでも90分でとどくようにという構想を細川知事がたてられたんですね。そして、今現在残っているのは天草だけなんですよね。人吉だって当時はすごく便利が悪く球磨川沿いをくねくね回って、でも今は本当に実現しまして天草だけがただ一つ取り残されている状態でございます。その中でこの大橋は、6分間だったですかね短縮できたというのを聞きましたけど、その一環も担っております。一刻も早く熊本までの90分構想というのがですね、実現できればということを願っております。

話は変わりますが、このコロナ渦が丸3年過ぎて4年目に入ったん ですかね。中国武漢で発生したのが19年の12月だったですね、そ うして20年の1月に国内に入ってきましたですね。だから丸3年を 過ぎて4年目になりまして、いよいよ3月13日から皆さんまだマス クを着けておられますけど、このマスクが自己判断で取ってもいいで しょう、着けてもいいでしょうということを自己判断でして下さい。 自己判断、自己責任で。私的に考えますと政府のこれも丸投げではな いのかなというような気がいたしておりますけど、まだ近くでもコロ ナによって亡くなられる方がおられるんですよ苓北でもですね。その ことを考えますと一斉にマスクを外すことはできないなって思ってお ります。自己判断ですので、はめている人はめていない人様々になっ てくると思いますけど、マスクの取扱はそういう風になりましたし、 5月8日になりますと感染症の位置づけが第2類という取扱が第5類 に引き下げられます。そしたら色々今まで助成などあっておりました けれど、コロナに対する検査、ワクチンなども少し変わってくるので はないかなという気がしております。

また、熊本市は新たな半導体企業の進出に向けて工業団地を建設するということが載っておりました。 4 箇所で 2 0 haというような数字が新聞でお示しをされておりましたけれど、それが空港線とか高速道路沿いに 4 箇所できるみたいですね。その大半は農地であるということを書いてありました。

農地ということだから熊本市の職員が農用地の転用に関わってきますということで書いてありましたけど、熊本県は今まで農業県だということで言われておりましたけれど、一つ半導体の会社ができて、あと一つ日本に半導体の会社を造りたいという風なことを言っておりましたけれど、その誘致も熊本にっていう話も出てきたんですね。でも、いろんな問題がはらんでいる訳ですね。電力の問題とか水の問題とかですね。

それでも一箇所にあった方が会社としては便利がいいからということなんでしょうけど、またそうなりますとおそらくまた農地の方が工業団地や、半導体の会社の場所に利用されて農業県の熊本が様変わりするんではないかなというような気がいたしております。

以上でございます。

只今から議題の方に入りたいと思いますので皆さんよろしくお願い 申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

本日は宮﨑委員・瀬形委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の荒木委員さんと1番の林田委員さんにお願いを致 します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、松野氏 を指名致します。

議長

続きまして、日程第2. 議案第20号 農地法第3条の規定による 許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第20号 農地 法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による 許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年3月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑2筆 4、122㎡です。

場所については、4ページ、5ページに図示しておりますが、場所は、上津深江的場にあります上津深江第1配水池から約1キロほど上ったところにある農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大 を行うためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の 全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。整理番号1の件につきましては、 私が現地を確認してまいりましたので報告します。

3月2日に譲受人、事務局2名と私の4名で現地の確認をしてまいりました。

譲受人が長年管理をされておられ、山の中でしたが電柵も張られて、広い農地を草刈りなど綺麗に管理されよく整理されておられまして、今事務局が申し上げましたとおり審議の要点全てを満たしているという風に判断いたしました。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙 手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第 20号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第2. 議案第21号 農用地利用集積計画の認定 についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開きください。日程第3. 議案第21号 農用 地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別 紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化 促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。 令和5年3月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

7ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が 今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が2件ございます。

詳細は、利用権設定が合計で田2筆 2,091㎡です。明細は8ページに記載しています。

農地中間管理事業を介した利用権の設定で、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある 方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を 求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第21号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4. 議案第22号 非農地判断定についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。9ページをお開きください。日程第4. 議案第22号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和5年3月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、2件について申請があっておりますのでそれぞれご審議をお願いします。

まず1件目ですが、10ページ目をお開き下さい。年柄の農地1件について個人申請があったため、令和5年2月1日に田嶋委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては13ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては11、12ページに図示しております。場所は、内田にある生コンクリート工場都呂々方面に下り年柄地区に入ってすぐ左折し、約1.2キロほど上った農地になります。

以上でございます。

議長

はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある 方は、挙手をお願いします。

田嶋委員

はい。

議長

田嶋委員。

田嶋委員

2月1日に申請人の息子さんと事務局と私で現地を確認してまいりました。

現地は長年に渡り耕作されておらず雑木が生い茂り農地であったという痕跡もないほど荒廃しておりましたので、非農地が適当であるということを確認しました。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を 求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件 につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

次に、事務局に2件目の説明を求めます。

事務局

はい。2件目ですが、14ページ目をお開き下さい。年柄の農地29件について申請があったため、令和5年3月1日に田嶋委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては18ページ、19ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては16、17ページに図示しております。場所は、年柄のミカン山を登り、町のイゲ林の土捨場周辺にある 農地になります。

以上でございます。

議長

はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある 方は、挙手をお願いします。

田嶋委員

はい。

議長

田嶋委員。

田嶋委員

3月1日に事務局と私で現地及びドローンを使用し航空写真により 確認してまいりました。

現地は雑木が生い茂り荒廃しておりましたので、非農地が適当であるということを確認しました。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を 求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件 につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

議長

続きまして、日程第5. 議案第23号 農地法第3条第2項第5号 の規程による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積の廃止に ついてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。20ページをお開きください。日程第5.議案第23号 農地法第3条第2項第5号の規程による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積の廃止について、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積について、別紙のとおり定めていたところであるが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。(以下「改正法」という。))第5条の規定により農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積が削除されることから、改正法の施行日(令和5年4月1日)以降、別段面積を廃止することについて附議する。

令和5年3月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

21ページをお開き下さい。これまで、農地法第3条に基づく農地の権利移動の要件の一つとして、別段の面積(下限面積)を40アールと設定しておりました。これは、農地の権利を取得する場合に、すでに耕作をしている農地面積と新たに権利を取得する農地面積の合計が40 a以上なければ農地の取得ができないとされておりましたが、今回の法改正により令和5年4月1日以降、別段面積が廃止されますので、本町で設定している別段の面積を廃止するものです。

併せて、空き家に付属した農地の別段面積も令和3年4月1日に設 定されておりますが、これにつきましても廃止となります。

ただし、農地の権利移動に係る許可要件であります、全部効率利用 要件、農作業常時従事要件等のその他の要件は廃止されませんので、 今後はこれらの要件を考慮し事務処理を進めてまいります。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある 方は、挙手をお願いします。

林田委員

はい。

議長

林田委員。

林田委員

農家の方以外でも農地を買えるということになるわけですかね。

議長

はい。そうですね。

事務局

ただ、先ほども言いましたように、その他の要件というのが、全部 効率利用要件の農地の管理、機械を持っているかどうか、農作業常時 従事要件の年間 1 5 0 日以上の農作業をするかなどの条件は残っていますので、それを下に許可をするかしないかという所は判断をしていきたいと思います。

林田委員

はい。分かりました。

荒木委員

はい。

議長

荒木委員。

荒木委員

機械を持っていない人はどかんなると。

事務局

そこの判断をどうするかは、家庭菜園並みの小さい農地であれば機械もあまり要らないので、総合的に判断をしながら今後は進めていかなければならないと思っています。

荒木委員

草刈りなどの管理をしとかんば判断はできんやろうね。

事務局

そこは、全部効率要件に入ってますのでそこも勘案します。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を 求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第23号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございま したらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

- 1. 令和4年農地賃借情報について
- 2. 令和5年度農業労働賃金(基準額)について
- 3. 令和5年度農業委員会総会開催予定日について

次回、令和5年第4回総会は、令和5年4月6日(木)午前9時3 0分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございました ら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和5年第3回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前 9時55分

署名委員